

令和8年度 国民健康保険について よくあるご質問 Q & A

令和8年7月15日現在

* 国民健康保険について、よくお問い合わせいただく内容を掲載しましたので参考にしてください。

なお、ご不明な点につきましては、下記へお問い合わせください。

【問合せ先】 高浜市役所 市民窓口グループ 5番窓口 国民健康保険担当

TEL : 0566-95-9516 (平日 9:00~16:00) 祝日は除く

Q 1. 世帯主は勤務する会社の健康保険に加入しており、国民健康保険に加入していないのに、どうして世帯主宛に国民健康保険税の納税通知書が届くのですか？

A. 国民健康保険税は、世帯主が納税義務者になりますので、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいれば、世帯主宛に納税通知書が届きます。被保険者ではない世帯主を「擬制世帯主」といいます。

Q 2. 就職して会社の健康保険に加入したのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？

A. 国民健康保険から会社の健康保険へ切替した場合、自動的に切り替わらないので、市役所への届出が必要です。社会保険加入日がわかる書類、本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）、国民健康保険資格確認書等 をお持ちのうえ、市役所市民窓口グループまでお越しください。

なお、既に届出をした方についても、今年度中に加入実績がある場合は、納税通知書が届きますが、加入月数に応じて月割計算していますので、納税通知書にてご確認ください。(例：6月に会社の健康保険に加入し、既に市役所で国民健康保険脱退の手続きがお済の方も、4月・5月分の国民健康保険税が課税されますので、納税通知書が届きます。)

Q 3. 納入済通知書（納付書）が8枚届きましたが、国民健康保険税の8回の納期限のうち、1回分は何月分の保険税になりますか？

A. 国民健康保険税は、年度分（各年4月から翌年3月までの12ヶ月分）を、7月から翌年2月の各月末の計8回の納期で納めていただきます。各納期分が何月分であるという考え方ではありません。年度の途中で会社の健康保険に加入した等異動があった場合は、国民健康保険税を加入月数に応じて再計算することになります。

Q 4. 納期限がひと月に2回ある月があるのはどうしてですか？

A. 納付書や口座振替による納付の場合、7月から翌年2月まで、各月末を納期限としています。月末が土曜日、日曜日または祝日にあたる場合、次の平日（翌月）を納期限としているためです。

令和8年度 国民健康保険について よくあるご質問 Q & A

Q 5. 前年度と同様に収入がないにも関わらず、課税される額が高額となっていますがどうしてですか？

A. 国民健康保険税は、世帯の所得金額が基準額より少ないと、保険税が軽減される場合があります（詳細はQ 6をご覧ください）が、申告がないと軽減世帯に該当するか判断できず、軽減前の金額が課税される場合があります。そのため、軽減を受けるためには、収入が0円でも申告をする必要があります。ただし、16歳未満の国民健康保険被保険者 または 高浜市に居住している方の所得控除対象の配偶者や扶養親族となっている方については、収入が0円でも申告は不要です。

※「令和8年度国民健康保険税の算定明細」の軽減区分欄に「○割」の記載がある方は、軽減が適用されています。

Q 6. 国民健康保険税の軽減制度とはどのような制度ですか？

A. 低所得者の負担軽減を図るため、世帯内の被保険者全員（擬制世帯主を含む）の前年中の所得に応じて、均等割額（1人あたりの税額）と平等割額（1世帯当たりの税額）が軽減される制度です。軽減が適用される所得金額は下記のとおりです。（世帯内の被保険者数には、特定同一世帯所属者（同世帯で、75歳を迎え後期高齢者医療制度に移行したことにより国保資格を喪失した方）を含みます。）

○7割軽減 43万円＋（給与所得者等の数（注1）－1）×10万円 以下の世帯

○5割軽減 43万円＋（給与所得者等の数（注1）－1）×10万円
＋（世帯の被保険者×31万円） 以下の世帯

○2割軽減 43万円＋（給与所得者等の数（注1）－1）×10万円
＋（世帯の被保険者×57万円） 以下の世帯

（注1）一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）をいいます。ただし、「給与所得者等の数」は2人以上の場合にのみ計算されます。

Q 7. 国民健康保険税の賦課限度額とはどのような制度ですか？

A. 高所得者等の税負担が大きくなりすぎないように、課税額に一定の限度額が設けられています。

令和8年度の賦課限度額は下記のとおりです。

○医療分保険税 67万円

○支援金分保険税 26万円

○介護分保険税 17万円

○こども分保険税 3万円

Q 8. 納税通知書の「令和8年度国民健康保険税の算定明細」の介護分に数字が記載されています。昨年までここは空欄だったのですが、これは何の数字ですか？

A. 介護分の欄には介護保険料に関する数字が記載されています。国民健康保険の被保険者は40歳になるその月（1日が誕生日の方はその前の月）から介護保険第2号被保険者となり、介護保険料を納付していただいております。

令和8年度 国民健康保険について よくあるご質問 Q & A

介護保険料は、介護を必要としている方を社会全体で支える制度です。みなさんに納めていただいた保険料は、高浜市の介護保険を運営するための大切な財源となります。

Q 9. 納税通知書の「令和8年度国民健康保険税の算定明細」の子ども分に数字が記載されています。昨年はなかったと思うが、これは何ですか。

A. こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度として「子ども・子育て支援金制度」が令和8年度より始まり、全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てられます。この支援金は、加入する医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療保険、被用者保険）の保険料（税）と合わせて、今年度より納付していただくことになっています。

※ただし、18歳未満の被保険者に係る均等割額（低所得軽減・未就学児均等割軽減適用後）が全額軽減されます。

制度の詳細については下記こども家庭庁のホームページよりご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>

Q 10. 納入済通知書（納付書）が同封されていないのですが、どのように納付すればいいですか？

A. 納入済通知書（納付書）が同封されていない方は、口座振替 または 特別徴収（年金天引）で納付する方に該当します。口座振替の方は、納期限ごとに指定された口座からの振替により、特別徴収の方は、支給される年金からの天引きにより保険税を納付いただきます。各納期限や振替口座等の詳細については、納税通知書をご確認ください。口座振替でも特別徴収でもないのに、納入済通知書（納付書）が同封されていない場合は、市役所市民窓口グループにお問い合わせください。